

■第2回 議事要旨

日 時：2015年（平成27年）11月12日（木）14時～16時

場 所：千里山コミュニティセンター

出席者：（障がい者施策推進委員会）

近藤委員長（大阪人間科学大学准教授）

角谷委員長代理（吹田市医師会理事）

綾部委員（梅花女子大学准教授）

小川委員（吹田市職員労働組合副執行委員長）

栗田委員（社会福祉協議会副会長）

白銀委員（吹田市民生・児童委員協議会副会長）

山本委員（吹田商工会議所）

井上委員（すいた障がい者就業・生活支援センター所長）

馬垣委員（社会福祉法人ぶくぶく福祉会理事長）

鴨井委員（社会福祉法人さつき福祉会常務理事）

古瀬委員（吹田市聴言障害者協会会長）

新屋委員（吹田視覚障害者福祉会会長）

辻本委員（社会福祉法人のぞみ福祉会のぞみ工作所施設長）

西村委員（吹田市身体障害者福祉会書記長）

播本委員（吹田市手をつなぐ親の会副会長）

牧野委員（社会福祉法人コミュニティキャンパス理事長）

山口委員（吹田市障害児・者を守る連絡協議会運営委員）

箱嶋委員（大阪府吹田子ども家庭センター地域相談課課長補佐）

山上委員（淀川公共職業安定所業務部長）

（市出席者）

後藤障がい福祉室室長、橋本内本町地域保健福祉センター所長、

村上亥の子谷地域保健福祉センター所長、吉田千里ユ-カリ地域保健福祉センター所長、

藤岡障がい福祉室参事、橋本障がい福祉室主幹

（事務局）

秋山障がい福祉室参事、米崎障がい福祉室主幹

（傍聴人）

なし

次 第：（案件）

- 1 第4期吹田市障がい者計画（素案）について
- 2 今後のスケジュールについて
- 3 その他

資料：資料1 第4期吹田市障がい者計画（素案）

資料2 今後のスケジュール

会議の経過と要旨

○ 出席状況確認（委員20名中19名出席）、傍聴可（0名）

○ 配布資料の確認

（委員長）

- ・ それでは次第に従い、案件1「第4期吹田市障がい者計画（素案）について」事務局から説明を受けます。

○ 第4期吹田市障がい者計画（素案）について説明

（委員長）

- ・ 事務局から説明がありましたが、第4期障がい者計画素案に関しまして、委員のご意見をお受けしたいと思います。
- ・ 来年度からの差別解消法が大きな転機になると思われます。自分の大学におきましても合理的配慮をどのように考えていくのかにつきましてのワーキングや会議が行われており、社会モデルという考え方にに基づき、その実現に向けて動いて行くことになるだろうと考えています。

（委員）

- ・ 障がい者福祉の推進を今後10年という長いスパンで考える上で、障がい者に対する意識として、障がい者の意欲を削ぐような政策は希望していません。
- ・ 障がい者は障がいとなるバリアさえ取り除いてもらえれば、あとは一般の人と同じ部分で生活ができます。そうした観点であれば、そんなに大変な施策を多く行わなくても暮らせるレベルの障がい者もいるということ、計画としてもふまえてほしいと考えます。

（委員）

- ・ 12ページ、知的障がい者の手帳所持者数で、総数が平成26年度18歳未満842人、18歳以上1,857人と増えていますが、身体と療育の重複所持者が18歳未満408人、18歳以上155人と減るのはどういう経緯なのでしょう。知的障がいが軽くなるわけではないと思いますが、疑問なので調べていただきたいです。

（委員）

- ・ 計画には行政しかできないことを盛り込んでほしいと考えます。今後10年で親が老人ホーム入所や死亡し孤立する障がい者が出てきた際にどのように支援するのか、身寄りのない障がい者等が障がい種別問わず幅広く利用できるグループホームの整備等、行政として施策を打ってほしいです。

(事務局)

- ・バリアを取り払うという考え方は非常に重要であり、社会モデルの概念がまさにバリアを取り払うことであり、その上で、さらに個別の支援が必要な人へは支援をと考えていくのが重要だと感じています。
- ・12ページの数字は確認したいと思います。
- ・身寄りのない障がい者、障がい福祉事業所等につながっていない障がい者等も安心できるような仕組みづくりは重要だと思いますので、声を出しにくい人にもしっかりサービスが行き届くようなものとしていきたいと考えます。

(委員)

- ・4ページと37ページ等、ライフステージで途切れのない支援を示すイメージ図があるが、各ステージがステップ状の階段になってしまっているため、ここでこぼれ落ちてしまう人も出てくるのではないかと不安を感じます。
- ・また、39ページの図では連携と書かれてはいるが、完全に療育ステージと教育ステージが切れてしまっています。ここに基幹相談や委託相談なりが両方のステージに入って、両方を通じて捉えていけるような形になるべきではないかと考えます。

(事務局)

- ・移行期につきましてはワーキングでも大きなテーマとして捉え、移行期において切れ目ができないようにきっちり支援することが重要だと認識しています。作図時にその点をうまく落とし込めればよかったのですが、一方で各ステージごとに必要とされる特徴的なサービスもありますので、つながることだけを意識しすぎてその時期に必要な特徴的なサービスがおろそかになってはいけないという思いが強かったためこのようになってしまいました。それぞれを別々に考えている訳ではありませんので、作図を工夫したいと思います。

(会長)

- ・切れ目ない支援を作図すると、このようになってしまうという部分もあるだろうと思います。ワーキングでもしっかり移行期への意見は出ていますので、うまく表現できればと思います。

(委員)

- ・法律や条約に批准していくなかでの重要な計画になると思います。その観点でみると、5～6ページに動向がコンパクトに書かれていますが、国連の権利条約が端的に何を求めているのか、差別解消法や雇用促進法が求める差別の禁止や合理的配慮など、もう少し市民全般に何が変わるのか、何を求められているのかがきっちり位置づけられたうえで計画の中身が語られるような形にしておくべきではないかと考えます。
- ・総合支援法は今国会で見直しに入っていますが、どんな制度変更が行われるのか。ただ、動向を見ていると積み残しの課題をどうするかという話のはずが、自立支援法に戻るような議論がなされているように感じます。現在、動いている部分については、国の動向等をふまえておく必要があるだろうと思います。

- ・差別解消法につきましては、行政サービスに関わる部分で大きく転換をしていかなければならないだろうと思います。努力義務ではありますが、地方自治体においては対応要領が必要になっています。各窓口においての対応等、どのように実現し具体化していくか、何が差別にあたり、どのようなことを合理的配慮として提供するのか、市全体で確認していくことが重要だと思います。計画のなかでの位置づけだけでなく、庁内での位置づけをお願いしたいと思います。

(事務局)

- ・計画においても重要な視点としましては、まず「理解を求める」というところからスタートしていくと定めていますので、法制度の変遷における意図等はしっかり落とし込まなければならないと思っています。
- ・差別解消法につきましては、行政としてどのように動いていくのかは重要な問題であり、計画の中へどのように落とし込むかはもう少し検討が必要ですが、計画の有無にかかわらず取り組んでいくべき課題であると考えています。
- ・対応要領につきましては、来週、府より考え方が示される場がありますので、総務部とともに出席する予定です。全庁的には年度内に策定する方向で検討を開始しています。

(委員)

- ・35ページで情報アクセシビリティについてふれていますが、計画ができた際には点訳版、音訳版、LL版などは用意するのですか。

(事務局)

- ・この計画につきましては点字版の作成は手配しています。音訳等につきましては未定ですが、対応していきたいと考えます。

(委員)

- ・4ページに、ライフステージごとに関連する法律が掲載されていますが、高齢者の分野では33ページにもある65歳問題があり、介護保険との連携が重要になってきますので、高齢のステージに介護保険の法律も載せた方がいいのではないのでしょうか。
- ・11ページ、障がい者の人数が掲載されていますが、18歳以上ではどういう年齢層が多いのでしょうか。

(事務局)

- ・身体障がいの18歳以上では65歳以上高齢者がかなりの割合を占めており、70歳代にピークがあります。療育手帳では20歳がピークとなっており、早期療育の観点からも若年が多く、20歳以降はなだらかに下がっていく形になっています。

(会長)

- ・障がい高齢者は制度が変わり非常にサービスを利用しづらいので、行政の今後の大きな課題でもあるだろうと思います。

(事務局)

- ・先ほど重複所持者で18歳を境に身体障がいと療育手帳で逆転することへの質問がありましたが、今、述べましたように身体障がい者手帳では若年が少なく、療育手帳では若年が多いことから重複が少なくなるため、18歳以上では重複する数が減っていくことになる。高齢者では療育手帳を持っていない人が多く、昔ははずかしい等の理由で取得しなかった人も多くいましたが、最近では手帳を取得し、サービスを活用していこうという人が多いので、若年が多くなっています。

(委員)

- ・制度が変わっても継続して支援を受けていくためにも、高齢期に介護保険の法律を記載していただきたいです。
- ・39ページ、ネットワークのイメージで専門職や関係者は出ていますが、地域で支えていくうえで、民生委員は研修会等を通じて知識も深く、地域の事情に精通しています。こうしたインフォーマルな資源とも連携が重要ではないか、計画全体的に民生委員等の存在が薄く感じるので盛り込めればと思います。

(会長)

- ・では次の案件へ移ります。案件2「今後のスケジュールについて」事務局から説明を受けます。

○ 事務局より今後のスケジュールについて説明

- * 今後のスケジュール及び次回の施策推進委員会の日程について報告。
- * 次回開催日未定の場合は、決定次第連絡する旨を報告。

(委員長)

- ・最後に、委員の中で、この場で情報提供や報告等がありましたら、お願いいたします。

(委員)

- ・国に対して手話言語法を求めるといった意見書について大阪府内の市町村100%で採択ができました。大東市では9月28日に府内ではじめて手話言語条例が作成されました。吹田市でも早急にそうした活動を進めていきたいと思っています。
- ・事例として、医師が診断の説明をする際の通訳者はどうするか、個人のプライバシーの問題もあります。また、さまざまな勧誘等も電話で案内がくるが聴覚障がい者では対応できない、こうした障がい者が困った具体的な事例などが足りないのではないかと感じています。
- ・手話言語条例は必要性は増していますので、そのあたりもみなさんと一緒に勉強していきたいと思っています。

(会長)

- ・多くの意見をいただくことができました。まだまだ、課題を抱えていると思いますが、今後のパブリックコメントもふまえて素案をつくっていただければと考えます。
- ・それでは、会議終了の時間がきましたので、これで、平成27年度第2回吹田市障がい者施策推進委員会を終了させていただきます。

(以上)